

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年5月28日提出
【発行者名】	りそなアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 西岡 明彦
【本店の所在の場所】	東京都江東区木場一丁目5番65号
【事務連絡者氏名】	中越 正喜
【電話番号】	03-6704-3821
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	S m a r t - i 先進国リートインデックス
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初自己設定額 10万円を上限とします。 (2)継続申込額 1兆円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので平成29年 8月10日付をもって提出しました有価証券届出書（平成29年11月10日付で有価証券届出書の訂正届出書を提出済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。また、原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」に「中間財務諸表」の記載事項が追加されます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの特色

1

**日本を除く先進国の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)\*の動きに連動する投資成果を目指します。**

\* [S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)]は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株値指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。

2

**RAM先進国リートマザーファンドを通じて、日本を除く先進国の金融商品取引所に上場、または店頭登録されている\*不動産投資信託証券\*\*、不動産関連株式および先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)への投資を行います。**

- S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する指数先物取引を活用することがあります。

\* 上場予定、店頭登録予定を含みます。

\*\*一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。

3

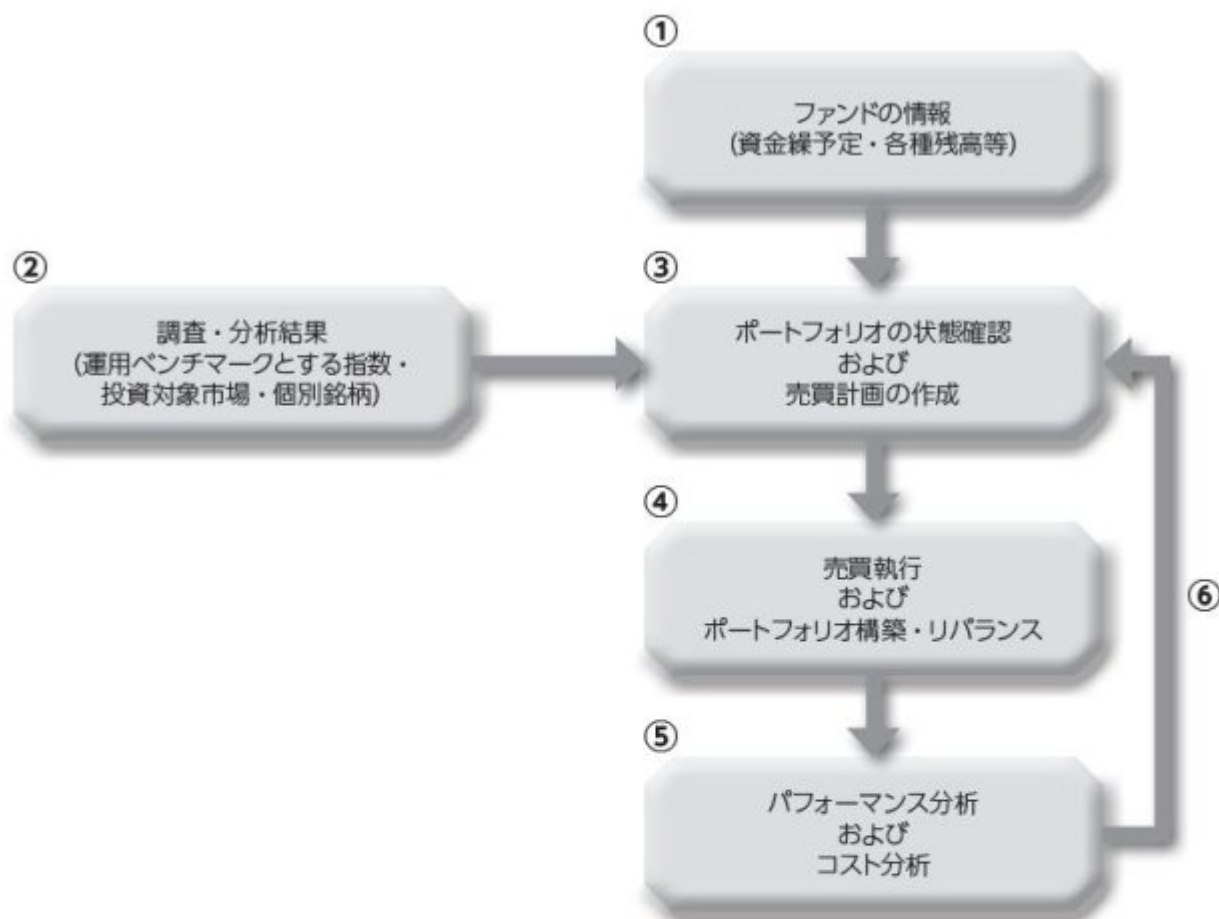
**実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。**

4

**購入時手数料のないノーロード型のファンドです。**

- 換金時手数料、信託財産留保額もかかりません。

## ■ 運用プロセスのイメージ



- ①設定・解約による資金繰予定のほか、個別銘柄・現金等の残高・取引履歴情報を確認します。
- ②運用ベンチマークとする指数および投資対象となる市場・個別銘柄に関する調査・分析を行います。
- ③各種情報を基にポートフォリオの状態を確認し、必要に応じて個別銘柄の売買計画を作成します。
- ④売買執行（市場での個別銘柄等の売買）により、ポートフォリオの構築・リバランスを行います。
- ⑤運用パフォーマンスや運用ベンチマークとの連動性、売買執行に要したコストの分析等を行います。
- ⑥上記⑤の分析結果を反映し、継続的な運用の改善につなげます。

※上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

## ■ ファンドの仕組み

当ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



## ■ 主な投資制限

- 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

## ■ 分配方針

原則、毎年6月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ■ マザーファンドが対象とする指数の著作権等について

「S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)」は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数であり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCに帰属します。

### (3) 【ファンドの仕組み】

<更新後>

委託会社の概況(平成30年2月末現在)

- 1) 資本金  
1,000百万円
- 2) 沿革  
平成27年8月3日：りそなアセットマネジメント株式会社設立
- 3) 大株主の状況

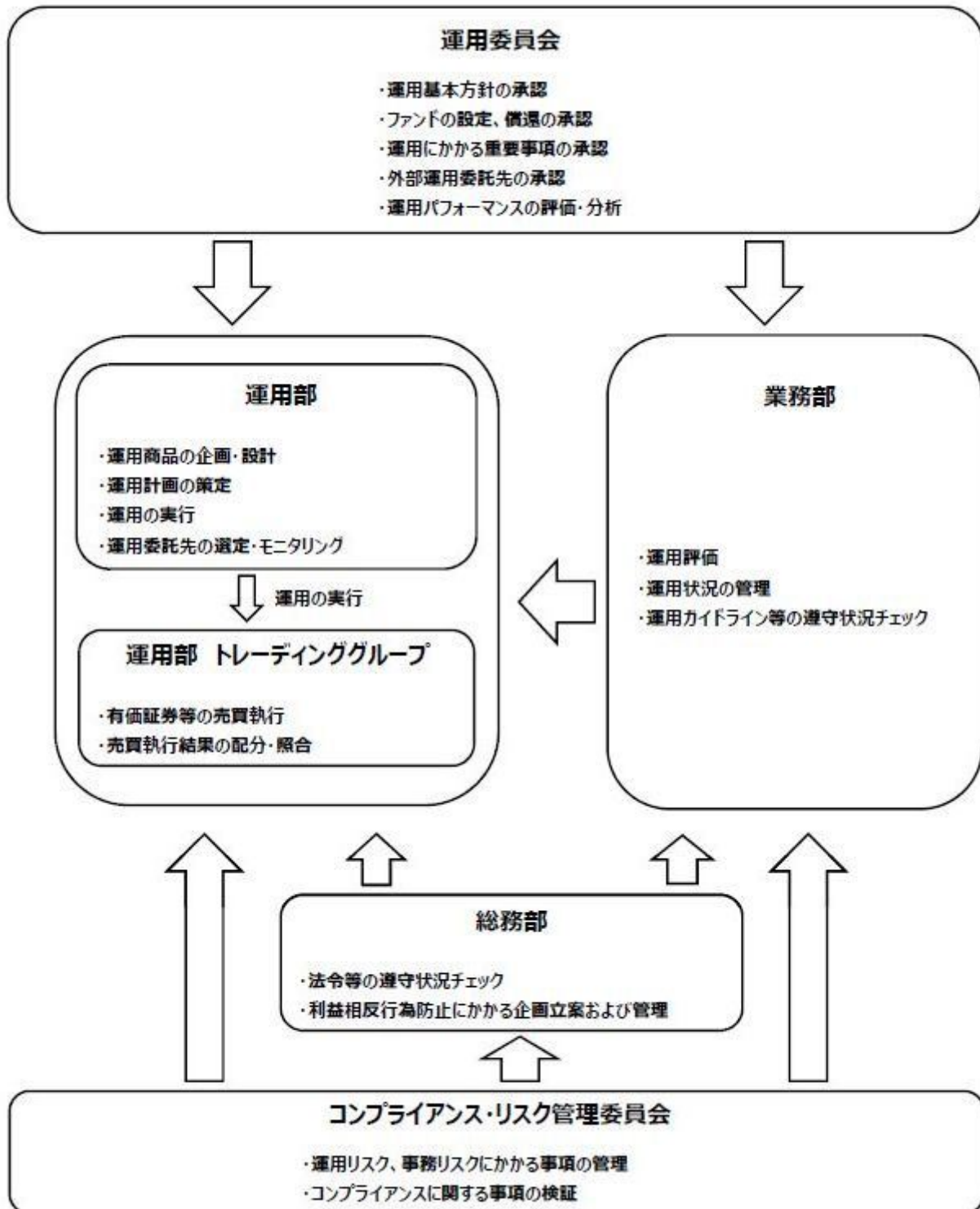
名称	住所	所有株数	所有比率
株式会社りそなホールディングス	東京都江東区木場一丁目5番65号	3,960,000株	100%

## 2【投資方針】

## (3)【運用体制】

&lt;更新後&gt;

ファンドの運用体制は以下のとおりです。



コンプライアンス・リスク管理委員会は6名程度、運用委員会は6名程度で構成されています。

りそなアセットマネジメント株式会社の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社では、運用に関する社内規程およびリスク管理規程を定め、適切な運用を行うと共に運用リスクの管理を行っています。

#### ファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備および運用状況の報告書を受託会社より受け取っております。

上記の運用体制は、平成30年2月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

### 3【投資リスク】

<更新後>

#### (2) リスク管理体制

##### 委託会社における投資リスクに対する管理体制

運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用委員会に報告します。また、運用ガイドライン等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

運用委員会は、運用実績等を統括し運用部に対する管理・指導を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会では、審議事項を代表取締役または取締役会に報告します。

上記体制は平成30年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<更新後>

## 【参考情報】

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



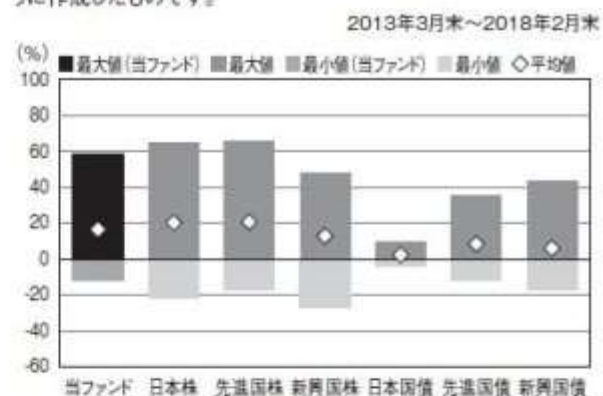
\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

\* 年間騰落率は、2013年3月から2018年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

なお、運用期間が1年未満であるため、対象インデックスの騰落率を表示しております。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	58.6	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	△12.0	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	16.5	20.2	20.6	12.8	2.3	8.4	6.0

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2013年3月から2018年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## 各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX、配当込み)  
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)  
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
日本国債・・・NOMURA-BPI国債  
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)  
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

## 東証株価指数(TOPIX、配当込み)

東証株価指数(TOPIX、配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

## MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が発売した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が発売した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

## FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

## JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

## (5)【課税上の取扱い】

## &lt;更新後&gt;

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。



## 確定拠出年金の場合

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されません。

## 確定拠出年金でない場合

### 個人受益者の場合

#### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

#### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。なお、確定拠出年金制度を通じて公募株式投資信託などを購入する場合は、NISAをご利用になれません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 法人受益者の場合

#### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

#### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

### 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

### 普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

#### 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

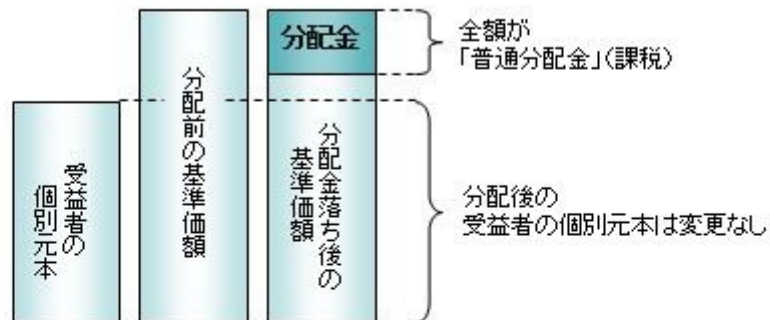
ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から

元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

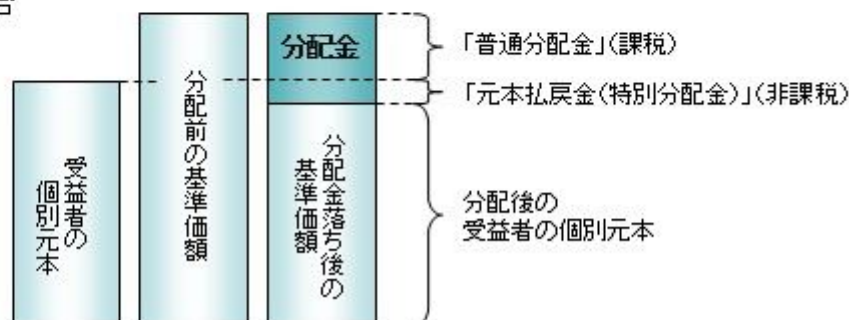
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

#### <分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は平成30年2月末現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【Smart-i 先進国リートインデックス】

以下の運用状況は2018年 2月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	60,088,922	99.90
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)		61,012	0.10
合計(純資産総額)		60,149,934	100.00

#### (2)【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RAM先進国リ - トマザーファンド	65,115,867	0.9956	64,833,881	0.9228	60,088,922	99.90

#### ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.90
合 計	99.90

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2017年 8月末日	0.1		1.0111	
9月末日	0.1		1.0349	
10月末日	0.1		1.0305	
11月末日	0.1		1.0488	
12月末日	10		1.0711	
2018年 1月末日	36		0.9898	
2月末日	60		0.9209	

#### 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金 (円)
当中間期	2017年 8月29日 ~ 2018年 2月28日	

#### 【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
当中間期	2017年 8月29日 ~ 2018年 2月28日	7.91

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### （４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
当中間期	2017年 8月29日～2018年 2月28日	68,311,644	2,997,611

(注)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

#### R A M先進国リ - トマザーファンド

以下の運用状況は2018年 2月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	5,137,359,348	68.48
	カナダ	152,441,712	2.03
	ドイツ	19,546,173	0.26
	イタリア	8,286,604	0.11
	フランス	373,023,708	4.97
	オランダ	34,795,111	0.46
	スペイン	89,217,939	1.19
	ベルギー	62,393,970	0.83
	アイルランド	21,301,176	0.28
	イギリス	447,851,329	5.97
	オーストラリア	626,484,489	8.35
	ニュージーランド	35,283,917	0.47
	香港	161,488,444	2.15
	シンガポール	287,717,811	3.84
	イスラエル	4,093,854	0.05
	ガーナ	6,853,691	0.09
マン島	4,511,621	0.06	
	小計	7,472,650,897	99.61
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)		28,924,033	0.39
合計（純資産総額）		7,501,574,930	100.00

#### その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	----	------	---------	---------

為替予約取引	買建		29,581,820	0.39
--------	----	--	------------	------

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	20,525	17,690.76	363,102,978	16,527.46	339,226,201	4.52
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	35,162	6,879.46	241,895,578	6,480.85	227,879,760	3.04
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	9,890	20,877.35	206,477,017	20,713.82	204,859,684	2.73
フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO SE	6,591	26,903.96	177,324,029	24,976.02	164,616,948	2.19
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	9,181	18,271.84	167,753,785	16,758.30	153,858,040	2.05
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	13,685	11,779.39	161,201,043	10,769.21	147,376,653	1.96
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	24,508	6,537.37	160,218,057	5,994.46	146,912,400	1.96
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	24,579	6,425.67	157,936,590	5,606.86	137,811,046	1.84
香港	投資証券	LINK REIT	146,500	964.26	141,265,548	925.42	135,574,763	1.81
アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	10,297	13,171.31	135,625,079	12,831.78	132,128,928	1.76
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	23,715	5,928.96	140,605,476	5,251.46	124,538,533	1.66
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	354,682	340.24	120,678,160	326.27	115,723,515	1.54
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	4,431	24,775.76	109,781,414	23,817.88	105,537,058	1.41
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	49,648	2,257.74	112,092,343	1,985.27	98,564,749	1.31
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	18,079	5,753.31	104,014,175	5,300.85	95,834,192	1.28
アメリカ	投資証券	GGP INC	41,933	2,510.21	105,260,960	2,261.21	94,819,411	1.26
オーストラリア	投資証券	WESTFIELD CORP	127,018	764.31	97,081,963	736.20	93,511,668	1.25
アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	6,781	13,523.26	91,701,280	12,974.59	87,980,700	1.17
アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	11,585	7,727.00	89,517,328	7,129.36	82,593,728	1.10
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	8,396	9,150.37	76,826,544	9,113.56	76,517,497	1.02
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	107,185	680.60	72,950,385	699.39	74,964,932	1.00
アメリカ	投資証券	HCP INC	31,610	2,571.63	81,289,527	2,335.29	73,818,754	0.98
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	7,690	10,057.85	77,344,931	9,189.79	70,669,549	0.94
イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	50,826	1,486.92	75,574,460	1,384.38	70,362,828	0.94
イギリス	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	68,938	1,007.67	69,467,370	951.08	65,565,878	0.87
アメリカ	投資証券	SL GREEN REALTY CORP	6,287	10,432.72	65,590,566	10,295.70	64,729,124	0.86
フランス	投資証券	KLEPIERRE	13,983	4,710.99	65,873,857	4,450.39	62,229,831	0.83
アメリカ	投資証券	UDR INC	17,241	3,917.76	67,546,131	3,605.48	62,162,160	0.83
フランス	投資証券	GECINA SA	3,265	20,767.42	67,805,639	19,022.47	62,108,371	0.83
アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	22,910	2,786.24	63,832,945	2,665.99	61,077,994	0.81

#### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	99.61

合 計	99.61
-----	-------

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（％）
為替予約取引	米ドル	買建	185,000.00	19,789,820	19,861,600	0.26
	カナダドル	買建	24,000.00	2,024,880	2,017,440	0.03
	ユーロ	買建	20,000.00	2,638,300	2,625,600	0.04
	英ポンド	買建	18,000.00	2,689,020	2,686,500	0.04
	シンガポールドル	買建	29,500.00	2,396,875	2,390,680	0.03

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 参考情報

< 更新後 >

## 運用実績

2018年2月28日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。  
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

## 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況

## ■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
不動産投資信託証券	99.6%
先物	0.0%
現金等	0.4%
合計	100.0%

## ■国・地域別配分

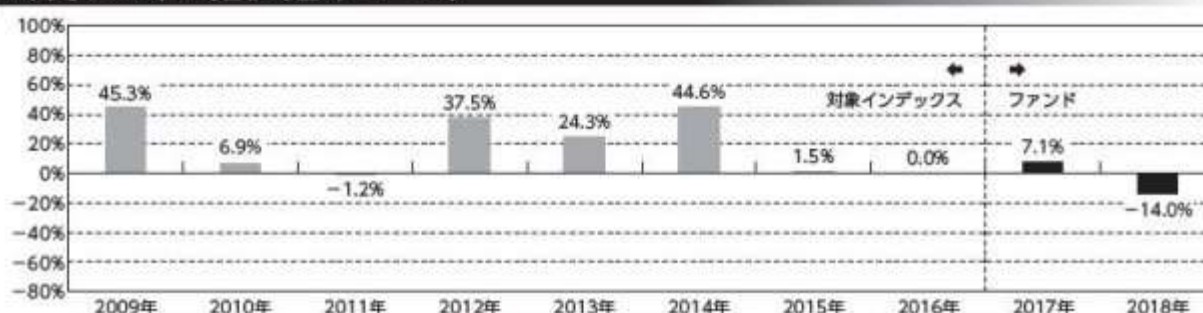
国・地域	組入比率
米国	68.5%
オーストラリア	8.4%
英国	6.1%
フランス	5.0%
シンガポール	3.7%
その他	8.4%
合計	100.0%

## ■組入上位銘柄

	銘柄名	国・地域	組入比率
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	米国	4.5%
2	PROLOGIS INC	米国	3.0%
3	PUBLIC STORAGE	米国	2.7%
4	UNIBAIL-RODAMCO SE	フランス	2.2%
5	AVALONBAY COMMUNITIES INC	米国	2.1%
6	DIGITAL REALTY TRUST INC	米国	2.0%
7	EQUITY RESIDENTIAL	米国	2.0%
8	WELLTOWER INC	米国	1.8%
9	LINK REIT	香港	1.8%
10	BOSTON PROPERTIES INC	米国	1.8%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。  
※国・地域はインデックスの国・地域分類を基準に表示しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



・2009年から2016年までは、対象インデックス(S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース))の年間騰落率です。  
・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
・2017年は8月29日から12月末までの騰落率です。2018年は2月末までの騰落率です。  
・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

## 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間(平成29年 8月29日から平成30年 2月28日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## 【中間財務諸表】

## 【Smart-i 先進国リートインデックス】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

第1期中間計算期間末 平成30年 2月28日現在	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	73,633
親投資信託受益証券	60,088,922
流動資産合計	60,162,555
資産合計	60,162,555
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払受託者報酬	1,196
未払委託者報酬	10,746
その他未払費用	679
流動負債合計	12,621
負債合計	12,621
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	65,314,033
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	5,164,099
(分配準備積立金)	-
元本等合計	60,149,934
純資産合計	60,149,934
負債純資産合計	60,162,555

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1期中間計算期間 自 平成29年 8月29日 至 平成30年 2月28日	
<b>営業収益</b>	
有価証券売買等損益	4,760,278
営業収益合計	4,760,278
<b>営業費用</b>	
支払利息	15
受託者報酬	1,196
委託者報酬	10,746
その他費用	679



第1期中間計算期間  
自 平成29年 8月29日  
至 平成30年 2月28日

営業費用合計	12,636
営業利益又は営業損失（ ）	4,772,914
経常利益又は経常損失（ ）	4,772,914
中間純利益又は中間純損失（ ）	4,772,914
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	177,689
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	568,874
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	95,750
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	473,124
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	5,164,099

### （ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの中間計算期間は、信託約款の規定により、設定日（平成29年 8月29日）から平成30年 2月28日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間末 平成30年 2月28日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	100,000円
期中追加設定元本額	68,211,644円
期中一部解約元本額	2,997,611円
2. 中間計算期間の末日における受益権の総数	65,314,033口
3. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	5,164,099円
4. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9209円
(10,000口当たり純資産額)	(9,209円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

第1期中間計算期間末 平成30年 2月28日現在
<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれてお ります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額 が異なることもあります。</p>

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

## デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

## （参考）

当ファンドは「RAM先進国リ - トマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の  
資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。  
なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

RAM先進国リ - トマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

平成30年 2月28日現在

資産の部

平成30年 2月28日現在

流動資産	
預金	378,262,847
コール・ローン	30,786,902
投資証券	7,472,650,897
派生商品評価勘定	71,780
未収入金	288,140
未収配当金	17,924,668
流動資産合計	7,899,985,234
資産合計	7,899,985,234
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	28,855
未払金	398,381,366
未払利息	83
流動負債合計	398,410,304
負債合計	398,410,304
純資産の部	
元本等	
元本	8,128,717,706
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	627,142,776
元本等合計	7,501,574,930
純資産合計	7,501,574,930
負債純資産合計	7,899,985,234

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成30年 2月28日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成29年 8月29日
期首元本額	4,899,055,124円
期中追加設定元本額	3,523,338,345円
期中一部解約元本額	293,675,763円
期末元本額	8,128,717,706円
期末元本の内訳	
りそなラップ型ファンド（安定型）	470,261,401円
りそなラップ型ファンド（安定成長型）	254,063,311円
りそなラップ型ファンド（成長型）	656,375,279円
DCりそな グローバルバランス	3,009,603円
つみたてバランスファンド	3,263,988円
FWりそな先進国リートインデックスオープン	4,981,311,967円
FWりそな先進国リートインデックスファンド	1,694,733,788円
Smart-i 先進国リートインデックス	65,115,867円
グローバル9資産バランスファンド（適格機関投資家限定）	582,502円
2. 計算日における受益権の総数	8,128,717,706口
3. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	627,142,776円
4. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9228円
(10,000口当たり純資産額)	(9,228円)

（注） は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

平成30年 2月28日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	
2. 時価の算定方法	
投資証券	（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
デリバティブ取引	（その他の注記）のデリバティブ取引に関する注記に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれてお ります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額 が異なることもあります。	
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額 自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

デリバティブ取引に関する注記

## （通貨関連）

（平成30年 2月28日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	29,538,895	-	29,581,820	42,925
	米ドル	19,789,820	-	19,861,600	71,780
	カナダドル	2,024,880	-	2,017,440	7,440
	ユーロ	2,638,300	-	2,625,600	12,700
	英ポンド	2,689,020	-	2,686,500	2,520
	シンガポールドル	2,396,875	-	2,390,680	6,195
	合計	29,538,895	-	29,581,820	42,925

## （注）時価の算定方法

## 為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2018年 2月28日現在です。

## 【Smart-i 先進国リートインデックス】

## 【純資産額計算書】

資産総額	60,162,555円
負債総額	12,621円
純資産総額（ - ）	60,149,934円
発行済口数	65,314,033口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9209円

(参考)

## RAM先進国リートマザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	7,899,985,234円
負債総額	398,410,304円
純資産総額（ - ）	7,501,574,930円
発行済口数	8,128,717,706口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9228円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

< 更新後 >

##### (1) 資本金の額

平成30年2月末現在	資本金の額	1,000,000,000円
	発行可能株式総数	3,960,000株
	発行済株式総数	3,960,000株

過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成29年7月7日	1,000,000,000円（490,000,000円）

##### (2) 委託会社の機構（平成30年2月末現在）

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会において選任され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。また、取締役会は、取締役社長1名を選定し、必要に応じ、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名定めることができます。取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となります。社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会は、法令、定款等に定められた業務執行の重要事項を決定します。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社では、以下P.D.C.Aサイクルにて投資運用の意思決定を行っています。

PLAN：計画

- 運用部は、運用基本方針や運用ガイドラインなどを策定し、運用委員会がその承認を行います。

DO：実行

- ファンドマネージャーは、決定された運用基本方針等に基づいて運用計画を策定し、運用部長が承認します。
- ファンドマネージャーは、決定された運用計画に沿って運用指図を行いポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。
- 運用部長は、ファンドが運用計画に沿って行われていることを確認します。
- 売買発注の執行は、運用計画の策定等から組織的に分離された運用部トレーディンググループが、発注先証券会社等の選定ルール等に基づく最良執行を行うよう努めます。

CHECK：検証 ACTION：改善

- 法令等や運用ガイドラインの遵守状況等については、運用部門から独立した業務部がモニタリングを行います。その結果は、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告するとともにすみやかに運用部にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。
- 運用実績等については運用委員会が統括し、運用部に対する管理・指導を行います。

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

## &lt; 更新後 &gt;

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

平成30年2月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	45	371,621

## 3【委託会社等の経理状況】

## &lt; 更新後 &gt;

(1) 委託会社であるりそなアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

(2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受け、第3期事業年度に係る中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

## &lt; 更新後 &gt;

	（単位：千円）	
	前事業年度 （平成28年3月31日）	当事業年度 （平成29年3月31日）
資産の部		
流動資産		
預金	687,592	334,657
前払費用	20,089	36,555
未収入金	2 56,741	95,899
未収委託者報酬	16,253	67,272
未収還付消費税等	12,085	11,066
繰延税金資産	5,759	8,236
流動資産計	798,522	553,688
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 3,566	3,992
器具備品	1 3,203	3,866
有形固定資産計	6,770	7,858
無形固定資産		
ソフトウェア	23,481	36,708
無形固定資産計	23,481	36,708



投資その他の資産		
投資有価証券	-	2,796
差入敷金保証金	10,200	10,200
長期前払費用	4,416	3,416
繰延税金資産	1,392	873
投資その他の資産計	16,009	17,286
固定資産計	46,261	61,853
資産合計	844,783	615,542

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	8,028	27,694
その他未払金	15,079	55,592
未払費用	12,543	17,511
未払法人税等	2,303	4,868
預り金	-	32
賞与引当金	20,683	26,272
流動負債計	58,638	131,972
負債合計	58,638	131,972
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	490,000	490,000
資本剰余金計	490,000	490,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	193,854	496,843
利益剰余金計	193,854	496,843
株主資本計	786,145	483,156
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	413
評価・換算差額等計	-	413
純資産合計	786,145	483,569
負債・純資産合計	844,783	615,542

## (2) 【損益計算書】

&lt; 更新後 &gt;

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	15,708	332,491

営業収益計	15,708	332,491
営業費用		
支払手数料	7,576	150,399
広告宣伝費	23,483	20,758
調査費		
調査費	28,094	110,241
委託調査費	3,850	65,285
委託計算費	15,219	52,522
営業雑経費		
印刷費	3,450	12,940
協会費	845	1,482
販売促進費	923	1,560
その他	414	15,978
営業費用計	83,856	431,169
一般管理費		
給料		
役員報酬	18,266	46,399
給料・手当	76,336	150,916
賞与	2,360	10,843
賞与引当金繰入額	20,683	23,811
旅費交通費	425	2,575
租税公課	5,870	5,778
不動産賃借料	13,564	16,113
固定資産減価償却費	2,107	8,420
諸経費	49,785	37,244
一般管理費計	189,401	302,103
営業損失	257,549	400,782
営業外収益		
投資有価証券売却益	-	419
雑収入	0	16
営業外収益計	0	436
営業外費用		
為替差損	-	26
投資有価証券償還損	29	-
営業外費用計	29	26
経常損失	257,579	400,372
税引前当期純損失	257,579	400,372
法人税、住民税及び事業税	56,572	95,241
法人税等調整額	7,152	2,141
法人税等計	63,724	97,383
当期純損失	193,854	302,989

## (3) 【株主資本等変動計算書】

&lt; 更新後 &gt;

前事業年度（自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
会社成立日残高	490,000	490,000	490,000	-	-	980,000	980,000

当期変動額							
当期純損失（ ）				193,854	193,854	193,854	193,854
当期変動額合計	-	-	-	193,854	193,854	193,854	193,854
当期末残高	490,000	490,000	490,000	193,854	193,854	786,145	786,145

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	490,000	490,000	490,000	193,854	193,854	786,145
当期変動額						
当期純損失（ ）				302,989	302,989	302,989
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	302,989	302,989	302,989
当期末残高	490,000	490,000	490,000	496,843	496,843	483,156

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	-	786,145
当期変動額			
当期純損失（ ）			302,989
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	413	413	413
当期変動額合計	413	413	302,575
当期末残高	413	413	483,569

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

器具備品 3～20年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

## 賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (2) 連結納税制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

## (会計方針の変更)

## 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の営業損失、経常損失、税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

## (追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
建物	303千円	800千円
器具備品	482千円	1,607千円

## 2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
流動資産		
未収入金	56,741千円	95,685千円

(注) 当該金額は、連結納税親会社から收受する金額であります。

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	会社成立日	増加	減少	当期末
普通株式(株)	1,960,000	-	-	1,960,000

## 2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,960,000	-	-	1,960,000

## 2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社は、国の預金保護の対象となる決済性預金に預け入れ管理しております。

当社の未収入金は、主に連結納税親会社から收受する金額であります。

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に支払われる信託報酬の未払金額であります。当該信託財産は、受託者である信託銀行により適切に分別管理され、信託法により受託者の倒産の影響を受けません。そのため、当該金銭債権に関する信用リスクはありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	687,592	687,592	-
未収入金	56,741	56,741	-
未収委託者報酬	16,253	16,253	-
資産計	760,587	760,587	-

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	334,657	334,657	-
未収入金	95,899	95,899	-
未収委託者報酬	67,272	67,272	-
資産計	497,828	497,828	-

## 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資産

預金、未収入金、未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	6,378千円	8,102千円
未払事業所税	103千円	222千円
未払事業税	555千円	1,190千円

未確定債務	512千円	1,280千円
減価償却超過額	1,748千円	1,372千円
繰越欠損金	13,723千円	37,126千円
繰延税金資産小計	23,021千円	49,294千円
評価性引当額	15,868千円	40,000千円
繰延税金資産合計	7,152千円	9,294千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	182千円
繰延税金負債合計	-	182千円
繰延税金資産の純額	7,152千円	9,110千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
前事業年度及び当事業年度ともに税引前当期純損失のため注記を省略しております。

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はなく、影響は軽微であります。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日）

1．セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報  
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1．セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

( 関連当事者情報 )

前事業年度（自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社りそなホールディングス	東京都江東区	50,472	持株会社としての経営管理	(直接) 100%	連結納税	連結法人税還付請求	56,741	未収入金	56,741

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	株式会社りそな銀行	大阪市中央区	279,928	銀行業務及び信託業務	-	建物転貸借 役員の兼任	敷金の差入	10,200	差入敷金保証金	10,200

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 差入敷金保証金は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2．親会社に関する注記

親会社情報

## 株式会社りそなホールディングス（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社りそなホールディングス	東京都江東区	50,472	持株会社としての経営管理	(直接) 100%	連結納税	連結法人税還付請求	95,685	未収入金	95,685

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	株式会社りそな銀行	大阪市中央区	279,928	銀行業務及び信託業務	-	投資信託の販売委託 投資助言	支払手数料 委託調査費	121,659 62,746	未払手数料 未払投資助言報酬	23,073 38,267

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資助言の費用については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注2) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

株式会社りそなホールディングス（東京証券取引所に上場）

## (1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	401円09銭	246円71円
1株当たり当期純損失金額	98円90銭	154円58銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純損失(千円)	193,854	302,989
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	193,854	302,989
普通株式の期中平均株式数(株)	1,960,000	1,960,000

## (重要な後発事象)

前事業年度（自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。



&lt; 更新後 &gt;

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第3期中間会計期間 (平成29年9月30日現在)	
資産の部			
流動資産			
預金			1,277,809
前払費用			25,688
未収入金			35,475
未収委託者報酬			117,387
繰延税金資産			7,080
流動資産計			1,463,441
固定資産			
有形固定資産			
建物	1		3,755
器具備品	1		5,057
有形固定資産計			8,812
無形固定資産			
ソフトウェア			32,878
無形固定資産計			32,878
投資その他の資産			
投資有価証券			5,020
差入敷金保証金			10,200
長期前払費用			2,916
繰延税金資産			539
投資その他の資産計			18,676
固定資産計			60,368
資産合計			1,523,809

(単位：千円)

		第3期中間会計期間 (平成29年9月30日現在)	
負債の部			
流動負債			
未払金			
未払手数料			34,509
その他未払金			58,297
未払費用			20,480
未払法人税等			4,848
未払消費税			3,491
賞与引当金			23,873
預り金			22
流動負債計			145,524
負債合計			145,524
純資産の部			
株主資本			
資本金			1,000,000
資本剰余金			

資本準備金	490,000
資本剰余金計	490,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	112,560
利益剰余金計	112,560
株主資本計	1,377,439
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	846
評価・換算差額等計	846
純資産合計	1,378,285
負債・純資産合計	1,523,809

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

	第3期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	331,791
営業収益計	331,791
営業費用	
支払手数料	90,689
広告宣伝費	4,937
調査費	
調査費	72,025
委託調査費	42,473
委託計算費	37,925
営業雑経費	
印刷費	6,958
協会費	1,070
販売促進費	1,305
その他	19,004
営業費用計	276,391
一般管理費	
給料	
役員報酬	30,799
給料・手当	95,399
賞与	2,479
賞与引当金繰入額	23,873
旅費交通費	2,350
租税公課	3,019
不動産賃借料	8,194
固定資産減価償却費	1 5,397
諸経費	19,516
一般管理費計	191,030
営業損失	135,630
営業外収益	
雑収益	14
営業外収益計	14
営業外費用	

投資有価証券売却損	4
株式交付費	3,630
営業外費用計	3,634
経常損失	139,251
税引前中間純損失	139,251
法人税、住民税及び事業税	34,833
法人税等調整額	1,299
法人税等計	33,534
中間純損失	105,716

## (3)中間株主資本等変動計算書

第3期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	490,000	490,000	490,000	496,843	496,843	483,156
当中間期変動額						
欠損填補		490,000	490,000	490,000	490,000	
新株の発行	510,000	490,000	490,000			1,000,000
当中間純損失( )				105,716	105,716	105,716
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	510,000	0	0	384,283	384,283	894,283
当中間期末残高	1,000,000	490,000	490,000	112,560	112,560	1,377,439

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	413	413	483,569
当中間期変動額			
欠損填補			
新株の発行			1,000,000
当中間純損失( )			105,716
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	432	432	432
当中間期変動額合計	432	432	894,715
当中間期末残高	846	846	1,378,285

## (重要な会計方針)

## 1．有価証券の評価基準及び評価方法

## その他有価証券

## 時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

## 2．固定資産の減価償却の方法

## (1)有形固定資産

平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年  
器具備品 3～20年

## （２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

### 賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

## 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### （１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### （２）連結納税制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

## 注記事項

### （中間貸借対照表関係）

#### 1 有形固定資産の減価償却累計額

	第3期中間会計期間 (平成29年9月30日)
建物	1,037千円
器具備品	2,238千円

### （中間損益計算書関係）

#### 1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	第3期中間会計期間 (平成29年9月30日)
有形固定資産	867千円
無形固定資産	4,529千円

### （中間株主資本等変動計算書関係）

第3期中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,960,000	2,000,000	-	3,960,000

（注）普通株式の発行済株式総数の増加2,000,000株は、第三者割当増資による新株の発行による増加である。

#### 2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

### （金融商品関係）

#### 1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第3期中間会計期間（平成29年9月30日現在）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,277,809	1,277,809	-
(2) 未収入金	35,475	35,475	-
(3) 未収委託者報酬	117,387	117,387	-
資産計	1,430,672	1,430,672	-
(1) その他未払金	58,297	58,297	-
負債計	58,297	58,297	-

## 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資産

## (1) 預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (1) その他未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (セグメント情報等)

第3期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

## 1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

国内籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	第3期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	348円05銭
1株当たり中間純損失金額	36円45銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第3期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
中間純損失(千円)	105,716
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純損失(千円)	105,716
普通株式の期中平均株式数(株)	2,899,891

(重要な後発事象)

第3期中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

#### (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成29年9月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円(平成29年9月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

<更新後>

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成29年9月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
-----------	------------	---

## 独立監査人の中間監査報告書

平成30年4月18日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSmart-i 先進国リートインデックスの平成29年8月29日から平成30年2月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、Smart-i 先進国リートインデックスの平成30年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年8月29日から平成30年2月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)



## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月1日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 信之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 太田 健司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2017年12月8日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田 信之 印
--------------------	---------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 太田 健司 印
--------------------	---------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（2017年4月1日から2017年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2017年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2017年4月1日から2017年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。